

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2023年1月13日

【会社名】 ダントーホールディングス株式会社

【英訳名】 DANTO HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 加藤友彦

【本店の所在の場所】 兵庫県南あわじ市北阿万伊賀野1290番地

【電話番号】 (0799)55 0250
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
本社事務取扱場所 大阪市北区梅田三丁目3番10号
電話番号 (06)4795 5000

【事務連絡者氏名】 総務部長 田中靖久

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区梅田三丁目3番10号

【電話番号】 (06)4795 5000

【事務連絡者氏名】 総務部長 田中靖久

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 900,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書(以下「本第三者割当」といいます。)は、2023年1月13日開催の取締役会決議によります。

- 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	3,000,000株	900,000,000	450,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	3,000,000株	900,000,000	450,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

- 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は450,000,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
300	150	100株	2023年1月29日(日)~ 2023年1月30日(月)		2023年1月31日(火)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 発行価格は、2023年1月13日開催の当社取締役会により決議されております。
- 払込期日は、2023年1月13日開催の当社取締役会により決議されております。
- 申込み及び払込みの方法は、募集株式総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
- 払込期日までに、割当予定先との間で募集株式総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われな

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ダントーホールディングス株式会社 大阪本社	大阪市北区梅田三丁目3番10号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 備後町支店	大阪市中央区北浜四丁目6番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
900,000,000	5,000,000	895,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登録免許税、有価証券届出書等の書類作成費用、その他諸費用であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
機能性タイル生産設備	240	2023年1月～2023年6月
不燃発泡スチロール生産設備	464	2023年1月～2023年6月
タイル粉砕設備	79	2023年6月～2023年7月
研究開発費	110	2023年1月～2023年6月
合計	895	

(注) 1. 調達した資金につきましては、実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2. 上記記載の支出予定時期は、現時点での見込みであります。

当社は、本第三者割当による調達資金を、当社子会社株式会社Danto Tile淡路島工場における設備投資関連に対する貸付金に充当する予定であります。株式会社Danto Tileにおける具体的な資金使途としては、上記のとおり淡路島工場における設備投資関連等に費消されます。

当社グループの事業は「建設用陶磁器等事業」「不動産事業」で構成しております。「建設用陶磁器等事業」は1885年に淡路島で創業した「淡陶社」をルーツとするわが国で最も歴史のあるタイルメーカーとして、1900年初頭に乾式成形による画期的なタイルの量産体制を確立し、日本のタイルを国際舞台に登場させ国際的レベルに押し上げました。その後、100年以上の歳月が流れましたが、タイルの素材及び製造方法は変わっておりません。一方、タイル業界を取り巻く環境は、他部材の台頭、海外輸入品流入による価格の下落、建築コスト削減のための施工面積の減少等依然として厳しい状況で推移しております。

今日、あらゆる分野のイノベーションが世界を激変させておりますが、タイルの分野においてもイノベーションが求められております。特に素材イノベーション（新素材）の開発は最も重要な課題であります。

そこで、当社は、長年培ってきたタイルの製造技術と融合させた新技術の開発を目的とし、2022年7月1日に100%連結子会社としてダントーテクノロジーズ株式会社を設立し、また、2022年11月1日に高分子による新素材開発を行っております株式会社日本高分子材料研究所の株式を100%取得し、連結子会社化いたしました。

これにより、今までにない発想に基づいた素材イノベーションが可能となり、タイル製造のみならず様々な商品(不燃断熱発泡スチロール・透水性道路資材など)においても革新的な変化をもたらすと考えております。

(1) 高分子による素材イノベーション

株式会社日本高分子材料研究所が開発した高分子を利用して比重の異なった物質(金属・木材・セラミック・その他)を融合させると比重が同一化された、しかも安定融合された新素材が誕生します。

また、融合させる物質の種類・割合・融合方法などにより、様々な機能・性質を持った新素材を作ることができます。

(2) 高分子による製造イノベーション

高分子による新素材は、従来の製造方法とは全く異なる製法を生み出しました。従来のように焼成することなく、射出成形・押出成形・圧力成形などの生産ラインにより製造することが可能になります。

(3) 高分子による商品イノベーション

高分子による新素材は、不燃断熱・防音・軽量・硬度・透水・消臭・抗菌などの機能を可能にした新たなタイル(試作完了)・不燃断熱発泡スチロール(商品化完了)・透水性道路資材(試作完了)などの多種多様の商品の製造を容易にします。

(4) 高分子によるコストイノベーション

高分子による新素材は、一度金型を作れば大量に同質の商品の製造ができ、コストパフォーマンスが実現できます。

(5) 高分子によるカーボンイノベーション

高分子による新素材は、今までのように焼成することなく製造でき、ほとんどCO₂を排出することはありません。

今、当社グループに求められている最優先課題は、上記5つのテーマをもとに淡路島工場(阿万事業所、福良事業所)の再生・再構築であります。そのためには早期の設備投資が必要であり、当該設備投資資金の調達として、金融機関からの借入では審査手続き等に時間を要するため、迅速かつ確実性が高い第三者割当の方法が当社にとって最善の資金調達方法であると判断し、決議いたしました。

機能性タイル生産設備は、高分子との融合により従来の製法とは異なり焼成することなく、CO₂削減にも効果を発揮いたします。不燃発泡スチロール生産設備は、不燃断熱・防音・軽量・硬度・透水・消臭・抗菌などの機能を可能にした新たな建築素材を生産いたします。粉碎装置は、不要となったタイルを粉碎することにより再利用することが可能となり、環境問題に配慮した取り組みを実施いたします。また、研究開発費として、上述の設備導入に関する外注検査費用等の開発費用及び研究者・従業員の採用、育成等を予定しております。

このイノベーションを行うことにより企業価値の向上、ひいては既存株主の利益に寄与するものと考えております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

名称	TAT Capital Fund LLC
本店の所在地	1388 Ala Moana Blvd. 8300, Honolulu, HI USA
代表者の役職・氏名	President Takeshi Sekiguchi
事業内容	不動産開発投資、コーポレートベンチャーキャピタル
資本金	USD 1,000.00(135,000円)
設立年月日	2008年9月10日
大株主及び持株比率	TKS Associates LLC 100.00%
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
当事会社間の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 1. 日本円換算レートは、1米ドル135.00円で換算しております。

2. TAT Capital Fund LLCの経営成績及び財政状態等については、直近(2022年11月30日付)の決算報告書を受理、確認いたしました。が、守秘義務契約を行っており全てを公表することはできません。但し、総純資産約USD5,000万ドル(日本円で約67億5,000万円)、現金預金約USD2,000万ドル(日本円で約27億円)については予め許可を得ていますので公表いたします。

(2) 割当予定先の選定理由

割当予定先TAT Capital Fund LLCの代表でありますTakeshi Sekiguchi氏と当社代表取締役会長兼社長 加藤友彦とは十数年来に及び信頼のおける知己にあることから、今回の第三者割当先としてTAT Capital Fund LLCに接触いたしました。

当社は、継続的な赤字体質である現状から、早期の脱却としての最優先課題は、淡路島工場の再生・再構築であります。

今回の設備投資によるタイル事業の素材イノベーションは、淡路島工場における新製品投入、稼働率向上により今後の業績に大きく寄与するものと考えております。

割当予定先TAT Capital Fund LLCは、当社のおかれている現状、今回の第三者割当の目的、意義について、十分にご理解をいただきましたので、割当予定先として選定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 3,000,000株

(4) 株券等の保有方針

TAT Capital Fund LLCと当社は、本第三者割当による当社株式の取得は、当社のタイル事業における素材イノベーションによる淡路島工場の再生・再構築に対する投資が目的であり、当社の企業価値の向上及び発展を見据えた長期的保有目的である旨、割当予定先との本募集株式総数引受契約において表明保証を受ける予定であります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先との本募集株式総数引受契約において、割当予定先が払込みに要する十分な資金を有する旨の表明保証を受ける予定であります。

また、直近(2022年11月30日付)の決算報告書を受領、総純資産約USD5,000万ドル(日本円で約67億5,000万円)、現金預金約USD2,000万ドル(日本円で約27億円)を確認しており、更に、割当予定先からFirst Hawaiian Bankが発行した残高証明書(2022年12月7日現在)を受領し、割当予定先が本第三者割当の払込みに必要かつ十分な資金が確保されているものと判断いたしました。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先との本募集株式総数引受契約において、役職員及び出資者は反社会的勢力ではなく、直接又は間接に、一切の反社会的行為に関与していない旨の表明保証を受ける予定であります。

また、米国弁護士法人McCORRISTON MILLER MUKAI MacKINNON LLP (Five Waterfront Plaza, 4th Floor 500 Ala Moana Boulevard Honolulu, HI 96813) より割当予定先に関するOpinion Letterを受領の上確認し、反社会的勢力と関係はなく、社会的信用力は十分であると判断しております。

割当予定先に対するOpinion Letter (TAT Capital Fund LLC) の文章内で「good standing」という表現があり、この表現は米国において反社会的組織ではないことを含めた健全かつ優良な会社であることを指す際の一般的な表現となります。また、割当予定先の役職員及び出資者に関するOpinion Letter (TKS Associates LLC) では、TKS Associates LLCはTakeshi Sekiguchi氏が一人代表を務める会社であり、2通のOpinion Letterが一組で「good standing」という評価を得ているという判断をしております。

これにより、当社は、割当予定先の役職員及び出資者は反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

払込金額につきましては、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日（2023年1月12日）までの直近1か月間における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値の平均値である223円の134.53%に相当する300円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）としました。

算定期間を直近1か月としたのは、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することで、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除することができ、また、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することで、より算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。

払込金額は、日本証券業協会「第三者割当の取扱いに関する指針（2010年4月1日制定）」に準拠して決定されたものであり、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

なお、当該払込金額300円につきましては、本株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2023年1月12日）の当社普通株式の普通取引の終値である208円に対し44.23%のプレミアム（小数点以下第三位四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直近3か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値242円に対し23.97%のプレミアム、同直近6か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値276円に対し8.70%のプレミアムとなります。

以上のことから、当社は、本株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であり、本株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会全員の賛成により本新株式の発行を決議いたしました。

当社監査役会から、本新株式の払込金額は当社の企業価値向上を目的としているものであり、既存株主の利益に対しても配慮しており、また、日本証券業協会「第三者割当の取扱いに関する指針（2010年4月1日制定）」に準拠して決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される株式数は3,000,000株（議決権数30,000個）であり、2022年6月30日現在における当社の発行済株式総数30,000,000株に対して10.00%（議決権数296,501個に対して10.12%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、上記「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途」に記載のとおり使途に充当することにより、企業価値の向上に資するものと考えており、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと考えております。

従いまして、本第三者割当に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
淡路交通株式会社	兵庫県洲本市宇山一丁目4番39号	9,530	32.14	9,530	29.19
株式会社大建エンタープライズ	東京都港区麻布十番二丁目8番12号901	6,212	20.95	6,212	19.03
TAT Capital Fund LLC	1388 Ala Moana Blvd.8300,Honolulu, HI USA			3,000	9.19
LGT BANK LTD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	P.O.BOX 85, FL - 9490 VADUZ, FURSTENTUM LIECHTENSTEIN (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,414	4.77	1,414	4.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,236	4.17	1,236	3.79
ダントー共和会	大阪市北区梅田三丁目3番10号	723	2.44	723	2.22
VINTAGE CAVE TOKYO株式会社	東京都港区元麻布一丁目3番2号	648	2.19	648	1.98
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	449	1.52	449	1.38
BANK JULIUS BAER AND CO . LTD . SINGAPORE CLIENTS (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	7 STRAITS VIEW, 28 - 01 MARINA ONE EAST TOWER SINGAPORE 018936 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	252	0.85	252	0.77
SCBHK AC EFG BANK AG HONG KONG BRANCH (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	18TH FLOOR, INTERNATIONAL COMMERCE CENTRE, 1 AUSTIN ROAD WEST, KOWLOON, HONG KONG (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	208	0.70	208	0.64
計		20,675	69.73	23,675	72.51

- (注) 1. 本第三者割当増資前の大株主の構成は、2022年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、当社が2022年8月12日に提出した第195期第2四半期報告書に記載された2022年6月30日現在の議決権の数(296,501個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(30,000個)を加えた(326,501個)で除した数値であります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 設備の新設、除却等の計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第194期）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（2023年1月13日）現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額 （百万円）		資金調達方法	着手年月	完成予定年月	完成後の増加能力
				総額	既支払額				
株式会社 Danto Tile	淡路島工場 （兵庫県南あわじ市）	建設用陶磁器等事業	機能性タイル生産設備	248	-	当社からの融資資金 （注1）	2023年 1月	2023年 6月	100% 増加 （注2）
株式会社 Danto Tile	淡路島工場 （兵庫県南あわじ市）	建設用陶磁器等事業	不燃発泡スチロール生産設備	479	-	当社からの融資資金 （注1）	2023年 1月	2023年 6月	100% 増加 （注2）
株式会社 Danto Tile	淡路島工場 （兵庫県南あわじ市）	建設用陶磁器等事業	タイル粉碎設備	82	-	当社からの融資資金 （注1）	2023年 6月	2023年 7月	（注3）

（注）1 当社が今回の増資資金を株式会社Danto Tileへ融資するものであります。

2 新たな分野の設備投資のため、完成後の増加能力は100%見込んでおります。

3 基幹設備であります窯の増強でないため、完成後の増加能力は見込まれません。

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2023年1月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の変更はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2023年1月13日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2023年1月13日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2022年3月30日に臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

当社は、2022年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、加藤友彦、前山達史、吉田薫、松本雅秀、村島雅弘を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、池上平を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)	
第1号議案 定款一部変更の件	203,918	622	0	(注) 1	可決	99.7
第2号議案 取締役5名選任の件						
加藤 友彦	190,886	13,656	0	(注) 2	可決	93.3
前山 達史	194,570	9,972	0		可決	95.1
吉田 薫	200,659	3,883	0		可決	98.1
松本 雅秀	200,663	3,879	0		可決	98.1
村島 雅弘	197,177	7,365	0		可決	96.4
第3号議案 監査役1名選任の件				(注) 2		
池上 平	203,843	699	0		可決	99.6

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第194期)	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	2022年3月29日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第194期)	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	2023年1月13日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第195期第3四半期)	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	2022年11月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付資料としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年3月25日

ダントーホールディングス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都中央区

指定有限責任社員 公認会計士 武 田 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 和 輝
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダントーホールディングス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダントーホールディングス株式会社及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

商品及び製品の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、(重要な会計上の見積り)たな卸資産の収益性の低下についてに記載の通り、当連結会計年度において、商品及び製品を1,334百万円計上し、売上原価に22百万円評価損を計上している。</p> <p>商品及び製品の収益性の低下の有無の判断指標としては、過去1年間の販売実績から滞留期間が一定期間を超えるものについては50%の評価減金額を見積っているが、過去1年間に販売実績がない場合でも、一定の条件を満たすものは対象外とし、一方販売終了等の事情により収益性の低下が生じていると判断した場合には個別に評価減金額を見積もっている。</p> <p>主たる事業である建設用陶磁器等事業において取扱う商品及び製品は、品種数も多く、金額的重要性があり、評価減の対象とした商品及び製品の網羅性、個別に選定対象とした商品及び製品の網羅性及び評価の妥当性について、経営者の主観的な判断が貸借対照表価額に重要な影響を及ぼすと判断し、当監査法人は、当該項目を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、商品及び製品の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品及び製品に関連する主要な内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 ・50%の評価減金額を見積もる際に使用した在庫データの抽出過程について、抽出条件の検証を行い、網羅性、正確性を検討した。 ・個別に評価減対象となった商品について、その選定過程及び評価金額の妥当性について、質問及び直近の販売実績の確認により検討を行った。

有形固定資産及び無形固定資産の減損検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、建設用陶磁器等事業において1,498百万円、不動産事業において168百万円の有形固定資産及び無形固定資産を計上しており、連結総資産の約15%を占めている。</p> <p>会社は、各資産グループについて、継続して営業損失を計上しており、減損の兆候があると判断したが、減損損失の認識の判定において、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較し、その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失の認識は不要と判断している。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、各資産グループの使用価値及び正味売却価額により算定している。使用価値については、取締役会によって承認された事業計画及び将来予測額に基づいて算定しており、正味売却価額は固定資産税評価額等を合理的に調整した価額により算定している。</p> <p>上記将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、その仮定に不確実性を伴い、経営者による主観的な判断を伴うことから、当監査法人は、当該項目を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、有形固定資産及び無形固定資産の減損検討を行うにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社が実施したグルーピングの決定、減損の兆候の把握及び認識の判定に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 ・使用価値の算定における将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された事業計画との整合性検討、経営者への質問及び過年度における事業計画と実績との比較を行った。 ・正味売却価額の算定において、評価額と帳簿価額との比較資料を入手し、評価額について固定資産税評価額等を考慮して合理的であるかの検証を行った。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ダントーホールディングス株式会社の2021年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ダントーホールディングス株式会社が2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月25日

ダントーホールディングス株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都中央区指定有限責任社員 公認会計士 武 田 剛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 関 和 輝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダントーホールディングス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第194期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダントーホールディングス株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形固定資産及び無形固定資産の減損検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度において有形固定資産を817百万円、無形固定資産を114百万円計上している。</p> <p>会社は、上記資産について、主に賃貸収入を得ているが、継続して営業損失を計上しており、減損の兆候があると判断したが、減損損失の認識の判定において、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較し、その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失の認識は不要と判断している。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、各資産グループの正味売却価額により算定している。正味売却価額は固定資産税評価額等を合理的に調整した価額により算定している。</p> <p>上記将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、その仮定に不確実性を伴い、経営者による主観的な判断を伴うことから、当監査法人は、当該項目を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、有形固定資産及び無形固定資産の減損検討を行うにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社が実施したグルーピングの決定、減損の兆候の把握及び認識の判定に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 ・正味売却価額の算定において、評価額と帳簿価額との比較資料を入手し、評価額について固定資産税評価額等を考慮して合理的であるかの検証を行った。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月11日

ダントーホールディングス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武	田	剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	和	輝

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダントーホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2022年1月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダントーホールディングス株式会社及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。